

令和5年度 休暇制度等利用実態調査 結果報告書

令和6年3月

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室

令和5年度 休暇制度等利用実態調査 結果

調査の概要

■調査の目的：

岩手県内の中小企業等における働き方改革の取組を促進し、魅力ある雇用・労働環境の整備を図るため、県内事業所に対して、休暇制度等の利用実態に係るアンケート調査を実施し、結果を踏まえた優良事例の普及や県内企業への的確な支援に繋げることを目的とする。

■調査の対象：

いわて働き方改革推進運動参加企業

■調査の時期：

令和5年8月10日（木）～9月8日（金）

■調査内容：

対象年度 令和4年度

調査事項 労働時間制度、法定休暇制度、特別休暇制度、キャリアアップ制度等に関する制度の有無や利用実績など

■調査方法：

インターネットを利用したWebフォームによる報告方式

■集計：

いわて働き方改革サポートデスク（ジョブカフェいわて）

■調査対象数：

828事業所

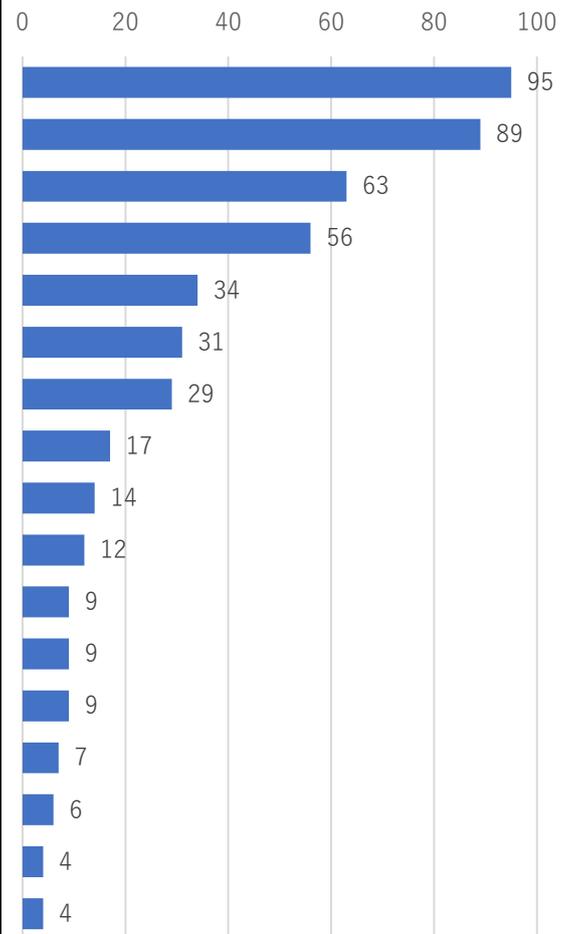
■回答数：

488事業所 （488事業所 / 828事業所 回答率：58.9%）

■回答事業所の属性

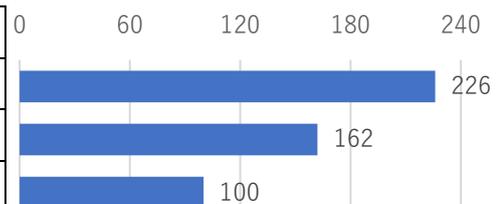
1、業種

業種	回答数	割合
建設業	95	19.47%
製造業	89	18.24%
医療、福祉	63	12.91%
卸売業、小売業	56	11.48%
情報通信業	34	6.97%
サービス業（他に分類されないもの）	31	6.35%
学術研究、専門・技術サービス業	29	5.94%
宿泊業、飲食サービス業	17	3.48%
農業、林業	14	2.87%
運輸業、郵便業	12	2.46%
教育、学習支援業	9	1.84%
金融業、保険業	9	1.84%
生活関連サービス業、娯楽業	9	1.84%
複合サービス事業	7	1.43%
不動産業、物品賃貸業	6	1.23%
電気・ガス・熱供給・水道業	4	0.82%
分類不能の産業	4	0.82%



2、従業員数規模

従業員	回答数	割合
～29人	226	46.31%
30～99人	162	33.20%
100人以上	100	20.49%



問1 勤務制度について

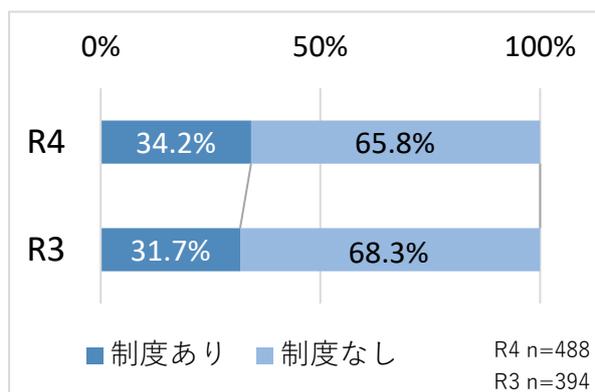
1-1 テレワーク(在宅勤務)制度

問 制度の有無・令和4年度における制度利用実績の有無をお答えください。

「制度あり」は167事業所(34.2%)となっており、「実績あり」は251事業所(51.4%)となっている。

□制度の有無 (単位：事業所)

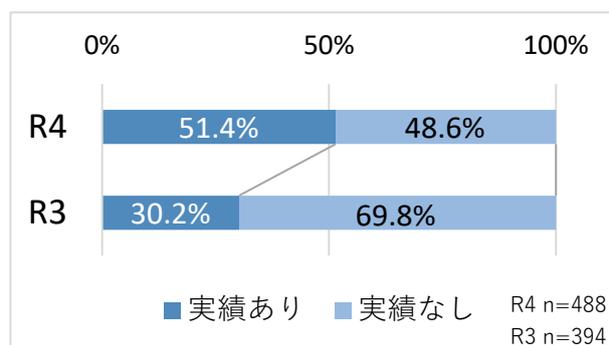
年度	回答数	制度あり	割合
R4	488	167	34.2%
R3	394	125	31.7%



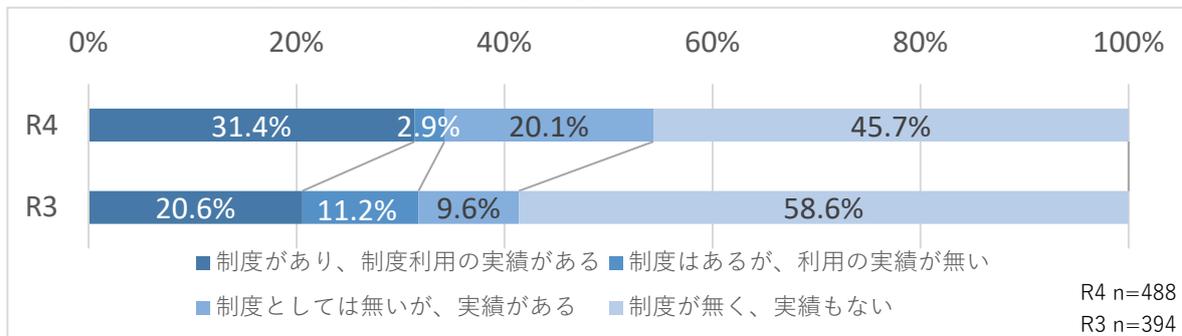
□実績の有無

(単位：事業所)

年度	回答数	実績あり	割合
R4	488	251	51.4%
R3	394	119	30.2%



□制度の有無及び実績の有無 (割合別・前年度比)



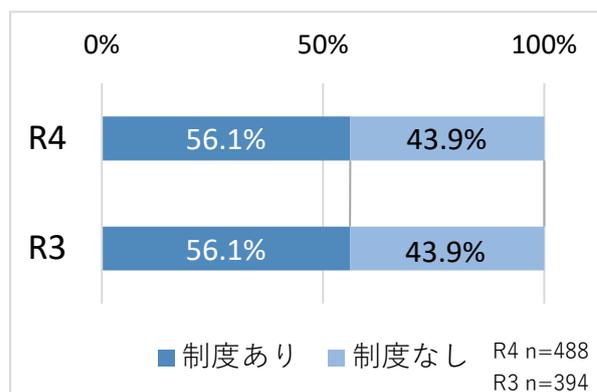
1-2 短時間勤務制度

問 制度の有無・令和4年度における制度利用実績の有無をお答えください。

「制度あり」は274事業所(56.1%)となっており、「実績あり」は241事業所(49.4%)となっている。

□制度の有無 (単位：事業所)

年度	回答数	制度あり	割合
R4	488	274	56.1%
R3	394	221	56.1%

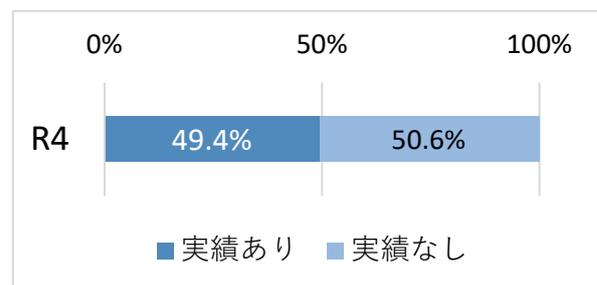


□実績の有無

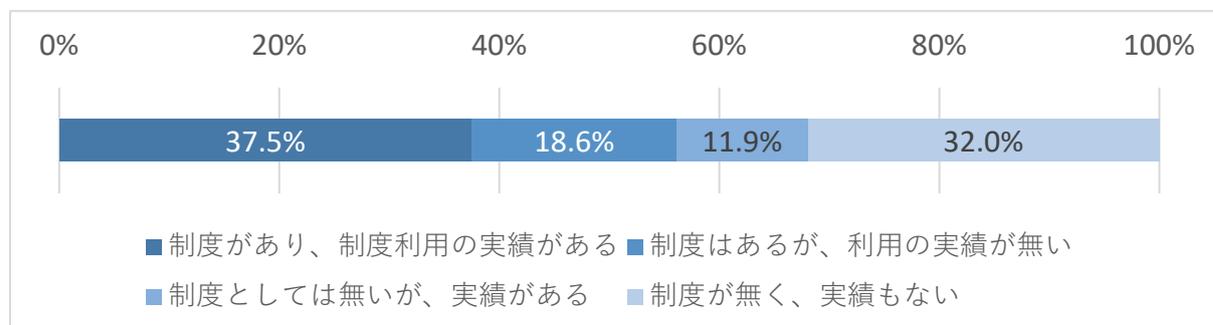
(単位：事業所)

年度	回答数	実績あり	割合
R4	488	241	49.4%

※前年度調査においては、「制度あり」の事業所における利用実績の有無のみ調査しており、「制度無し」の事業所における実績の有無の調査を行っていないため、前年度調査との制度利用実績の単純比較はできないもの。



□令和4年度における制度利用実績 (割合別・全体)



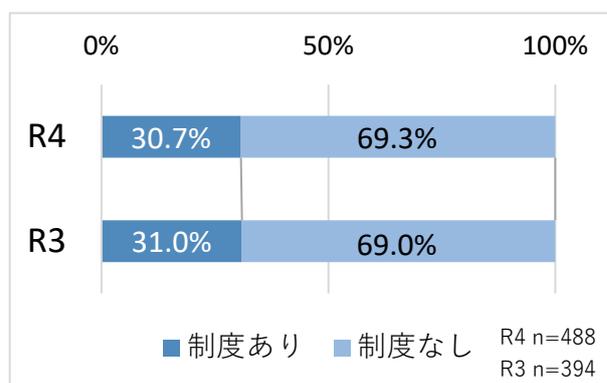
1-3 時差出勤制度

問 制度の有無・令和4年度における制度利用実績の有無をお答えください。

「制度あり」は150事業所(30.7%)となっており、「実績あり」は194事業所(39.8%)となっている。

□制度の有無 (単位：事業所)

年度	回答数	制度あり	割合
R4	488	150	30.7%
R3	394	122	31.0%

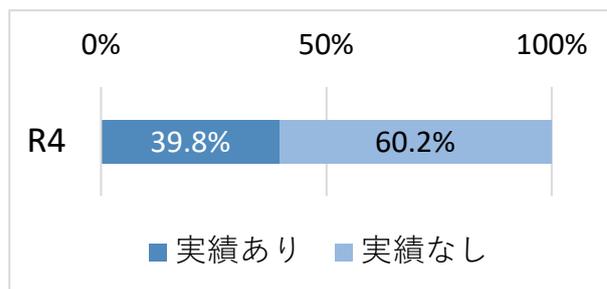


□実績の有無

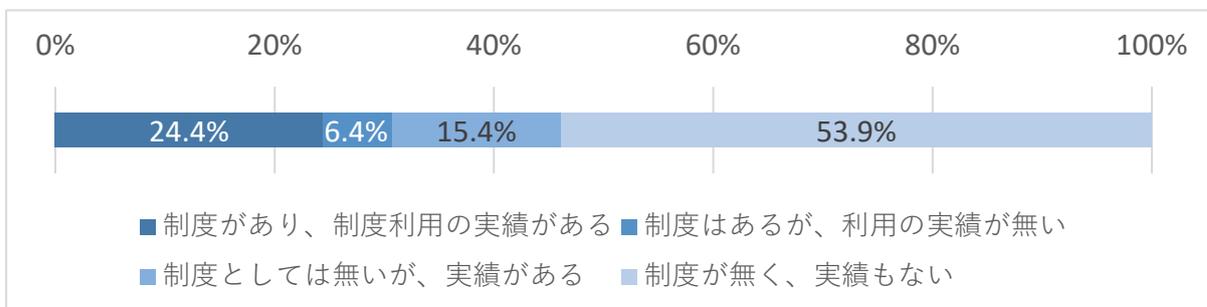
(単位：事業所)

年度	回答数	実績あり	割合
R4	488	194	39.8%

※前年度調査においては、「制度あり」の事業所における利用実績の有無のみ調査しており、「制度無し」の事業所における実績の有無の調査を行っていないため、前年度調査との制度利用実績の単純比較はできないもの。



□令和4年度における制度利用実績 (割合別・全体)



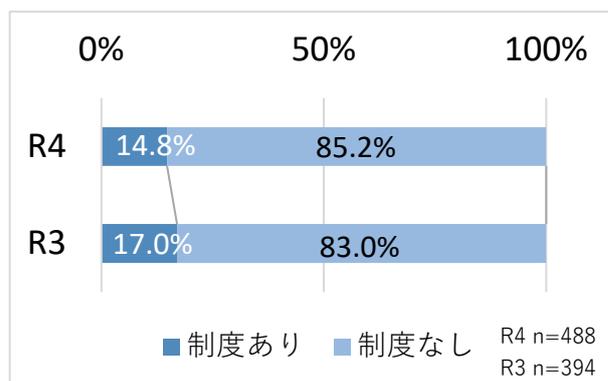
1-4 フレックスタイム制度

問 制度の有無・令和4年度における制度利用実績の有無をお答えください。

「制度あり」は72事業所（14.8%）となっており、「実績あり」は85事業所（17.4%）となっている。

□制度の有無 (単位：事業所)

年度	回答数	制度あり	割合
R4	488	72	14.8%
R3	394	67	17.0%

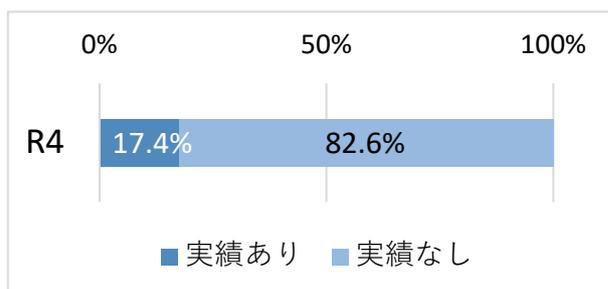


□実績の有無

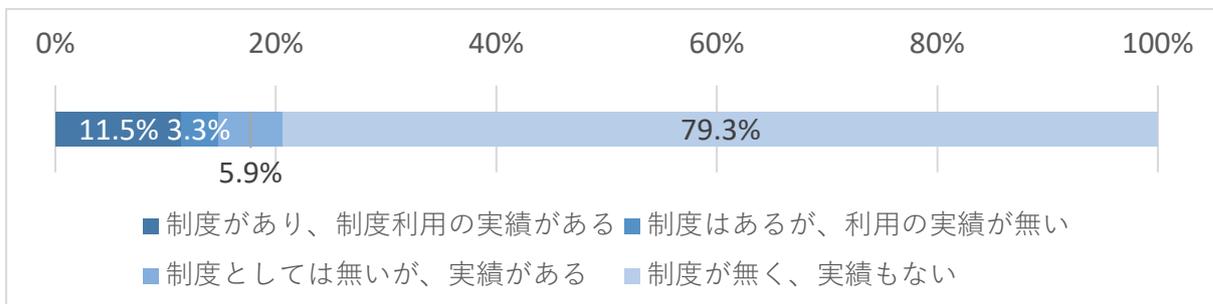
(単位：事業所)

年度	回答数	実績あり	割合
R4	488	85	17.4%

※前年度調査においては、「制度あり」の事業所における利用実績の有無のみ調査しており、「制度無し」の事業所における実績の有無の調査を行っていないため、前年度調査との制度利用実績の単純比較はできないもの。



□令和4年度における制度利用実績（割合別・全体）



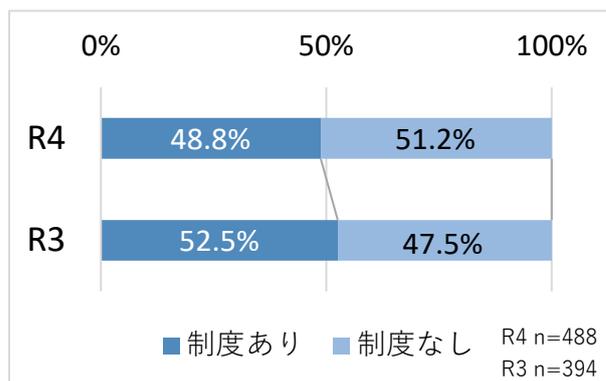
1-5 変形労働時間制度

問 制度の有無・令和4年度における制度利用実績の有無をお答えください。

「制度あり」は 238 事業所 (48.8%) となっており、「実績あり」は 236 事業所 (48.4%) となっている。

□制度の有無 (単位：事業所)

年度	回答数	制度あり	割合
R4	488	238	48.8%
R3	394	207	52.5%

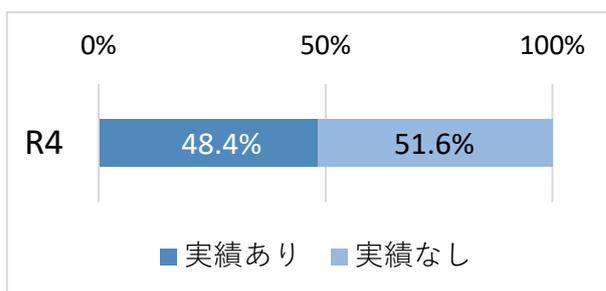


□実績の有無

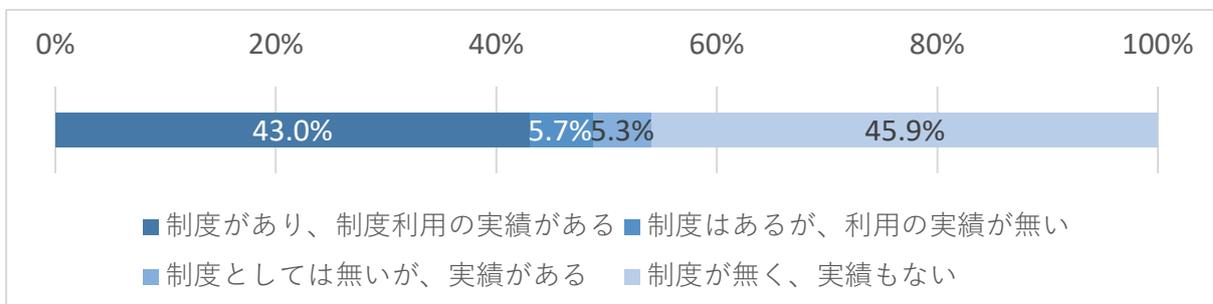
(単位：事業所)

年度	回答数	実績あり	割合
R4	488	236	48.4%

※前年度調査においては、「制度あり」の事業所における利用実績の有無のみ調査しており、「制度無し」の事業所における実績の有無の調査を行っていないため、前年度調査との制度利用実績の単純比較はできないもの。



□令和4年度における制度利用実績 (割合別・全体)



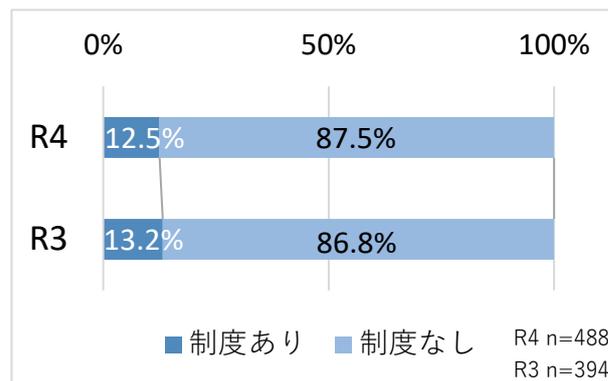
1-6 インターバル規制制度

問 制度の有無・令和4年度における制度利用実績の有無をお答えください。

「制度あり」は61事業所（12.5%）となっており、「実績あり」は74事業所（15.2%）となっている。

□制度の有無 (単位：事業所)

年度	回答数	制度あり	割合
R4	488	61	12.5%
R3	394	52	13.2%

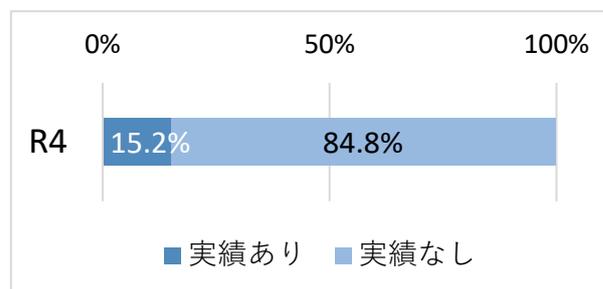


□実績の有無

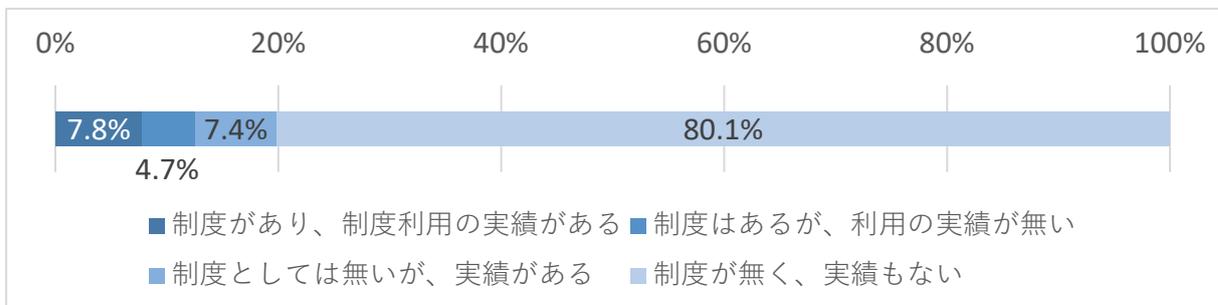
(単位：事業所)

年度	回答数	実績あり	割合
R4	488	74	15.2%

※前年度調査においては、「制度あり」の事業所における利用実績の有無のみ調査しており、「制度無し」の事業所における実績の有無の調査を行っていないため、前年度調査との制度利用実績の単純比較はできないもの。



□令和4年度における制度利用実績（割合別・全体）



1-7 勤務制度 そのほか

問 そのほかの労働時間に関する独自の制度などがあればお書きください※自由記述

- ・ 冬季・雨季始業時間の調整（天候による通勤困難者のため）。
- ・ 短時間勤務制度は、本人の希望により 5 時間勤務以上で柔軟に対応している。
- ・ 労働時間の免除： 9：00～18：00 の勤務時間のうち 17：30 以降は労働を免除し退勤しても早退扱いとならない制度を導入している。
- ・ 満 63 歳以降勤務する場合、基本給の減額なしに毎月 1 日（半日×2 日）任意の日を休日として付与している。
- ・ 小学生に入学するまでの子供がいる社員が申請した場合、週の出勤日数を減らして勤務できる制度。

問2 休暇制度（法令）について

2-1 年次有給休暇

問 令和4年度における年次有給休暇の平均付与日数と平均取得日数をお聞かせください。

年次有給休暇の平均付与日数は16.7日、平均取得日数は10.8日となっており、平均取得率は64.8%となっている。

また、法令以上の独自制度による年次有給休暇の付与を実施しているのは2事業所。最大平均付与日数25日であった。

	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率
令和4年度	16.7日	10.8日	64.8%
令和3年度	16.9日	10.1日	59.8%

※有効回答数 488

※「平均取得率」＝「平均取得日数」／「平均付与日数」

2-2 生理休暇制度

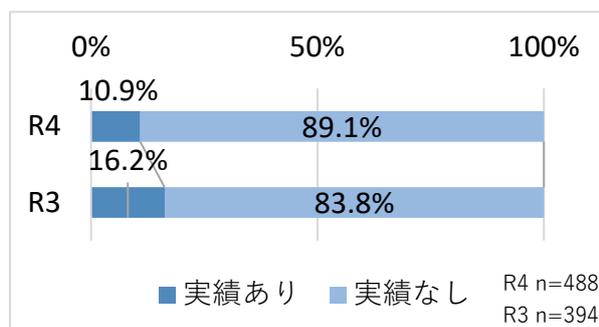
問 令和4年度における利用実績の有無、有給・無給の区分、法令以上の取組をお答えください。

「利用実績あり」は53事業所（10.9%）となっており、有給休暇としているのは109事業所（22.3%）、法令以上の休暇制度を制定している事業所は141事業所（28.9%）となっている。

□実績の有無

（単位：事業所）

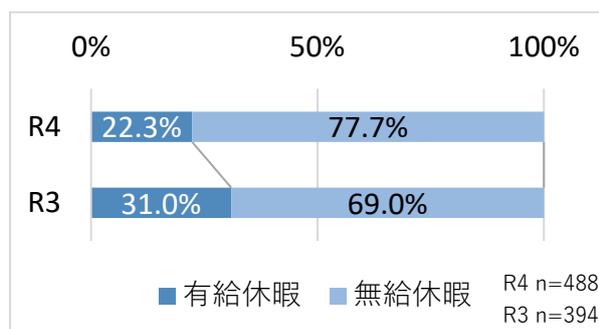
年度	回答数	実績あり	割合
R4	488	53	10.9%
R3	394	64	16.2%



□有給休暇・無給休暇の区分

（単位：事業所）

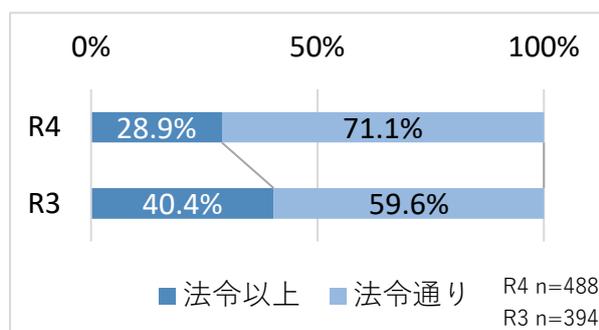
年度	回答数	有給	割合
R4	488	109	22.3%
R3	394	122	31.0%



□法令以上の取組について

（単位：事業所）

年度	回答数	法令以上	割合
R4	488	141	28.9%
R3	394	159	40.4%



※法令以上の取組：有給休暇としての付与、1時間単位で取得可能、などの企業努力による柔軟な取組。

（参考：生理休暇の基準）

使用者は、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならない。（労働基準法第68条）

事例：

- ・有給休暇ではないが、特別休暇（給料が発生しながら休める休暇）としている。

2-3 子の看護休暇

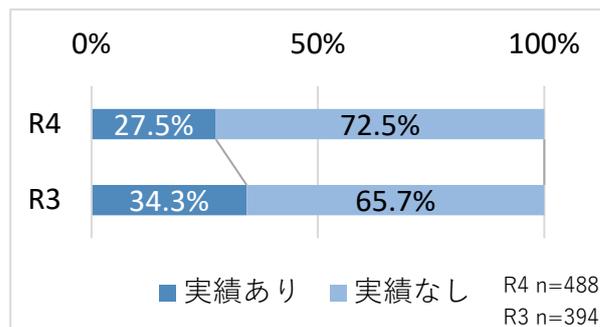
問 令和4年度における利用実績の有無、有給・無給の区分、法令以上の取組をお答えください。

「利用実績あり」は134事業所(27.5%)となっており、有給休暇としているのは116事業所(23.8%)、法令以上の休暇制度を制定しているのは155事業所(31.8%)となっている。

□実績の有無

(単位：事業所)

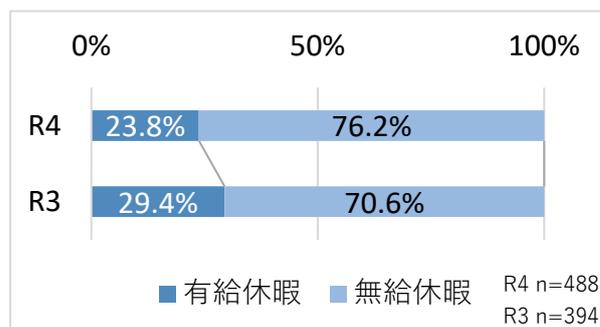
年度	回答数	実績あり	割合
R4	488	134	27.5%
R3	394	135	34.3%



□有給休暇・無給休暇の区分

(単位：事業所)

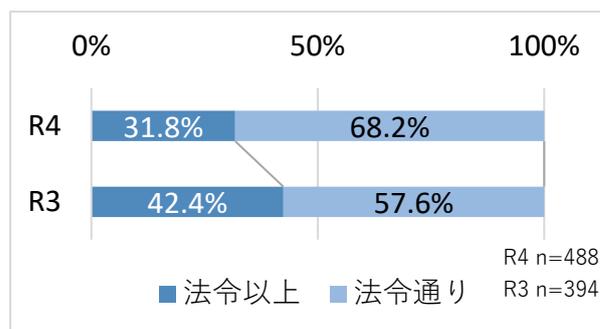
年度	回答数	有給	割合
R4	488	116	23.8%
R3	394	116	29.4%



□法令以上の取組について

(単位：事業所)

年度	回答数	法令以上	割合
R4	488	155	31.8%
R3	394	167	42.4%



※法令以上の取組：法定以上の休暇日数の付与、有給休暇としての付与、1時間単位で取得可能、小学生以上の子どもも対象、などの企業努力による柔軟な取組。

(参考：子の看護休暇の主な基準)

- 小学校就学前の子を養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、1年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)を限度として、子の看護休暇を取得することができます。
- 子の看護休暇は、1日単位又は半日単位(1日の所定労働時間の2分の1。労使協定によりこれと異なる時間数を半日と定めた場合には、その半日。)で取得することができます。

【育児・介護休業法のあらまし(厚生労働省)より抜粋】

事例：

- ・年度において10日付与している。
- ・中学校就学の始期に達するまでの子、1年間につき7日、2人以上の場合は14日の有給としている。
- ・中学校就学始期に達するまでとし、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として取得することができる。また、時間単位での取得、中抜けを認めている。
- ・中学卒業までの期間としている。養育目的休暇を設け、中学卒業までの期間、有給休暇として学校行事などの際に休暇取得が可能。

2-4 介護休暇

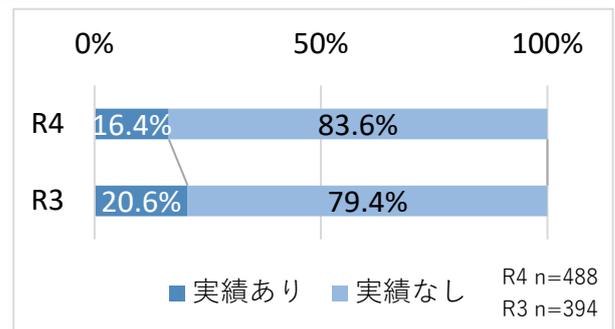
問 令和4年度における利用実績の有無、有給・無給の区分、法令以上の取組をお答えください。

「利用実績あり」は80事業所(16.4%)となっており、有給休暇としているのは96事業所(19.7%)、法令以上の休暇制度を制定しているのは134事業所(27.5%)となっている。

□実績の有無

(単位：事業所)

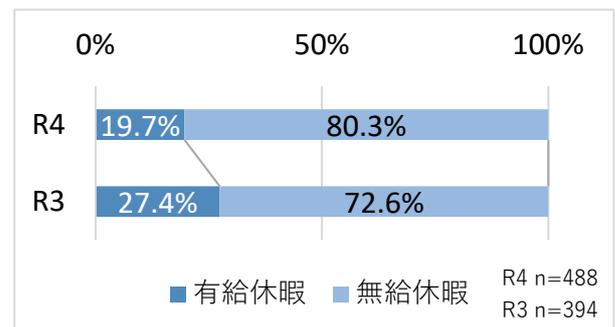
年度	回答数	実績あり	割合
R4	488	80	16.4%
R3	394	81	20.6%



□有給休暇・無給休暇の区分

(単位：事業所)

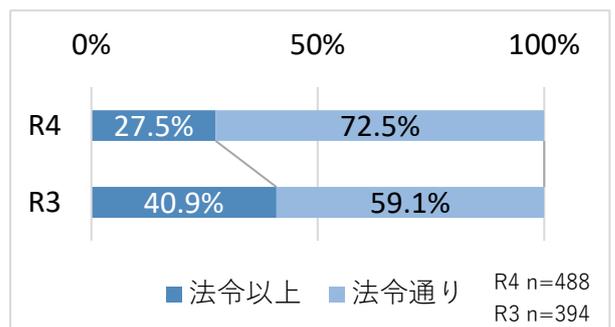
年度	回答数	有給	割合
R4	488	96	19.7%
R3	394	108	27.4%



□法令以上の取組について

(単位：事業所)

年度	回答数	法令以上	割合
R4	488	134	27.5%
R3	394	161	40.9%



※法令以上の取組：法定以上の休暇日数の付与、有給休暇としての付与、1時間単位で取得可能、などの企業努力による柔軟な取組。

(参考：介護休暇の主な基準)

- 要介護状態にある対象家族の介護や世話をする労働者は、事業主に申し出ることにより、1年度において5日（その介護、世話をする対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）を限度として、介護休暇を取得することができます。
- 介護休暇は、1日単位又は時間単位で取得することができます。

【育児・介護休業法のあらまし（厚生労働省）より抜粋】

事例：

- ・取得回数を4回までとしている。
- ・1時間単位で取得できる（有給）としている。

問 法令以上の休暇制度を設けている場合は、その具体的内容をお書きください。

特別休暇

- ・ つわり休暇、妊産婦の通院休暇。
- ・ 自分の傷病に限り有給休暇5年に遡り使用できる。
- ・ 子供、孫の出産時、父親祖父は3日の休業を与える。
- ・ 有給休暇付与前となる入社後半年間に取得できる休暇制度
- ・ 勤続3か月以上で一定の条件を満たす職員に3日～7日のリフレッシュ休暇
- ・ 天災事変休暇：地震、台風、水害等の天災地変等の理由により取得できる休暇
- ・ 有給休暇とは別に、特別休暇として、子供の看護・親の介護等自由取得可能な休暇を5日支給している。

2-5 育児休業

問 育児休業等対象者および休業取得状況についてお聞かせください。 ※令和4年度実績

※育児休業等：育児休業及び育児休業に準ずる休業（産後パパ育休や自社独自の休暇制度等）

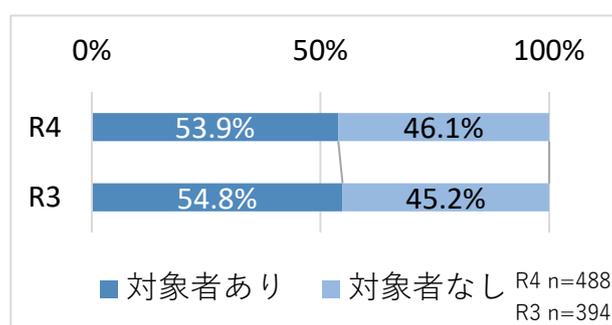
■全体（男女計）

「取得実績あり」は212事業所（80.6%）であった。
また、育児休業等の取得対象者952人中取得したのは619人（65.0%）であった。

□育児休業等対象者の有無

（単位：事業所）

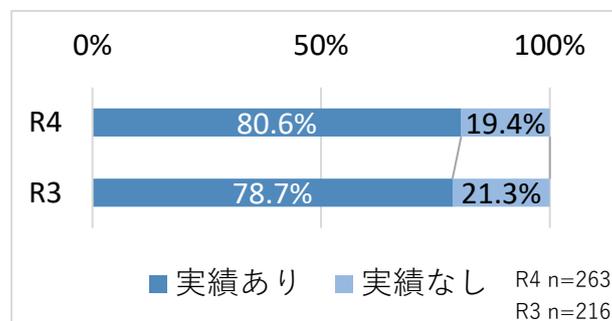
年度	回答数	対象者あり	割合
R4	488	263	53.9%
R3	394	216	54.8%



□対象者ありと回答した事業所の育児休業等の取得実績の有無

（単位：事業所）

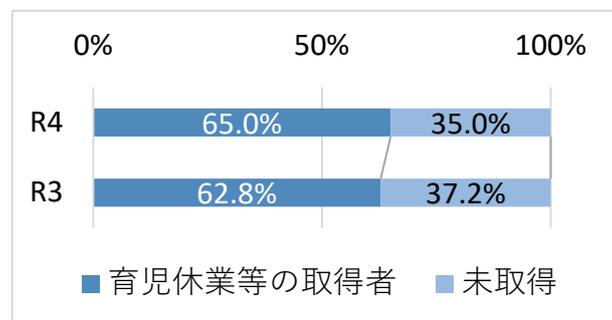
年度	対象者あり	取得実績	割合
R4	263	212	80.6%
R3	216	170	78.7%



□育児休業等対象者の人数と育児休業等の取得者

（単位：人）

年度	対象者数	取得者数	割合
R4	952	619	65.0%
R3	950	597	62.8%



R4 n=952
R3 n=950

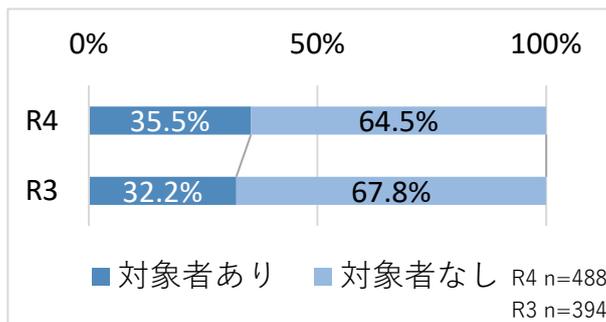
■男性社員

「取得実績あり」は91事業所（52.6％）であった。
 また、育児休業等の取得対象者461人中取得したのは162人（35.1％）であった。

□育児休業等対象者の有無

（単位：事業所）

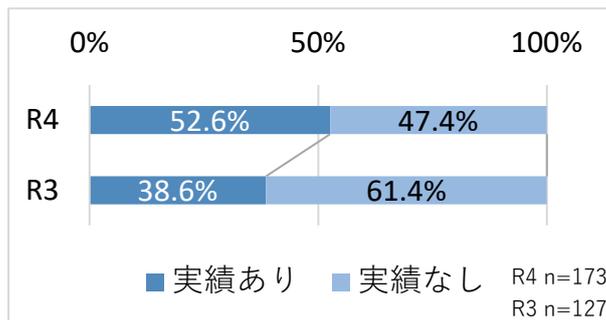
年度	回答数	対象者あり	割合
R4	488	173	35.5%
R3	394	127	32.2%



□対象者ありと回答した事業所の育児休業等の取得実績の有無

（単位：事業所）

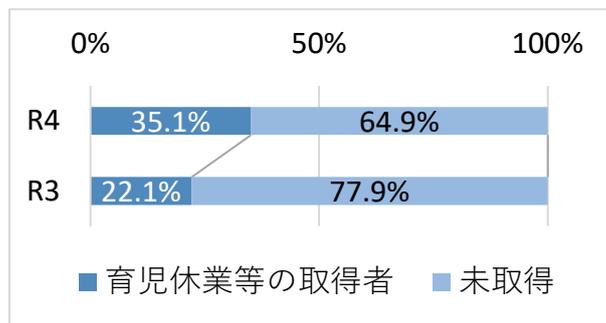
年度	対象者あり	取得実績	割合
R4	173	91	52.6%
R3	127	49	38.6%



□育児休業等対象者の人数と育児休業等の取得者

（単位：人）

年度	対象者数	取得者数	割合
R4	461	162	35.1%
R3	420	93	22.1%



R4 n=461
R3 n=420

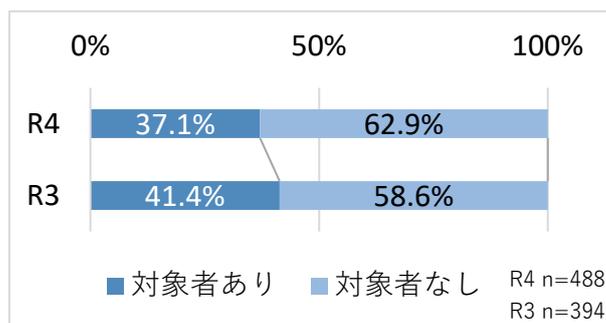
■女性社員

「取得実績あり」は175事業所（96.7%）であった。
 また、育児休業等の取得対象者491人中取得したのは457人（93.1%）であった。

□育児休業等対象者の有無

（単位：事業所）

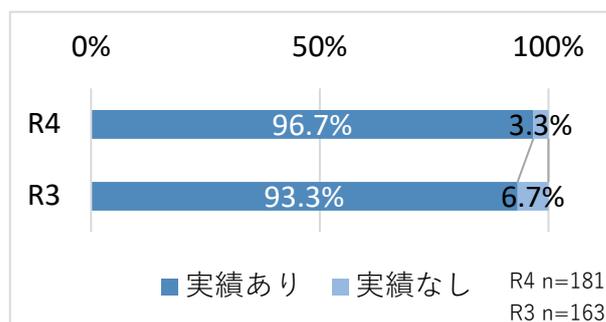
年度	回答数	対象者あり	割合
R4	488	181	37.1%
R3	394	163	41.4%



□対象者ありと回答した事業所の育児休業等の取得実績の有無

（単位：事業所）

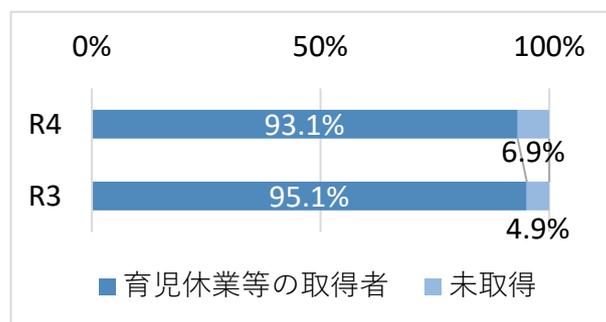
年度	対象者あり	取得実績	割合
R4	181	175	96.7%
R3	163	152	93.3%



□育児休業等対象者と育児休業等の取得者

（単位：人）

年度	対象者数	取得者数	割合
R4	491	457	93.1%
R3	530	504	95.1%



R4 n=491
R3 n=530

2-6 介護休業

問 介護休業等対象者および休業取得状況についてお聞かせください。 ※令和4年度実績

※介護休業等：介護休業及び介護休業に準ずる休業（自社独自の休暇制度等）

■全体（男女計）

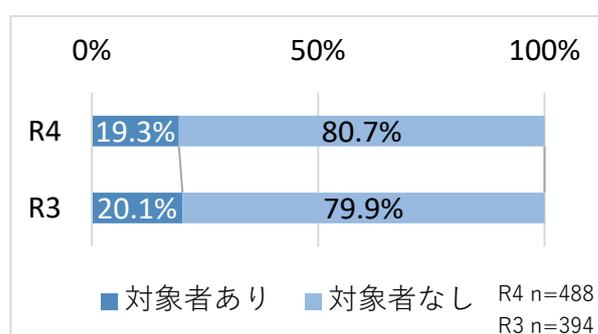
「取得実績あり」は52事業所（55.3%）であった。

また、介護休業等の取得対象者241人中取得したのは85人（35.3%）であった。

□介護休業等対象者の有無

（単位：事業所）

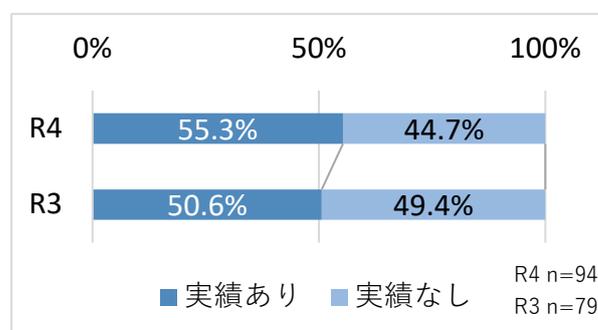
年度	回答数	対象者あり	割合
R4	488	94	19.3%
R3	394	79	20.1%



□対象者ありと回答した事業所の介護休業等の取得実績の有無

（単位：事業所）

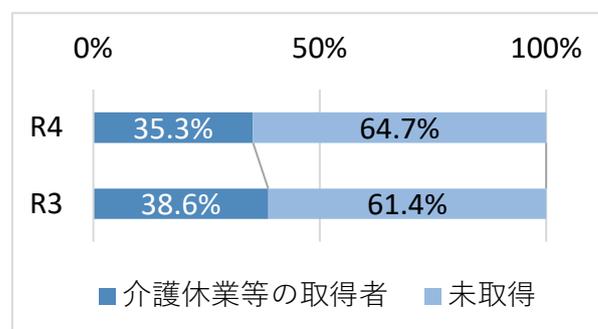
年度	対象者あり	取得実績	割合
R4	94	52	55.3%
R3	79	40	50.6%



□介護休業等対象者の人数と介護休業等の取得者

（単位：人）

年度	対象者数	取得者数	割合
R4	241	85	35.3%
R3	202	78	38.6%



R4 n=241
R3 n=202

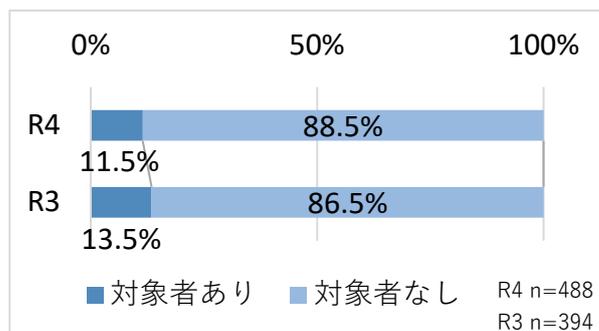
■男性社員

「取得実績あり」は22事業所（39.3%）であった。
 また、介護休業等の取得対象者116人中取得したのは29人（25.0%）であった。

□介護休業等対象者の有無

（単位：事業所）

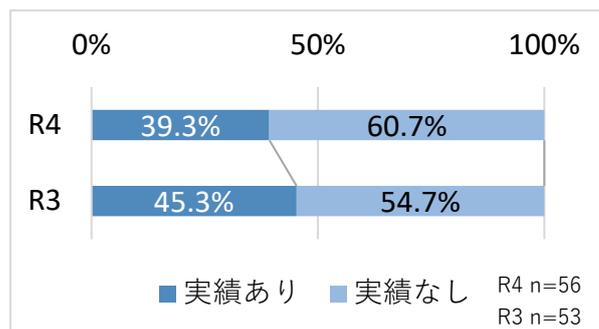
年度	回答数	対象者あり	割合
R4	488	56	11.5%
R3	394	53	13.5%



□対象者ありと回答した事業所の介護休業等の取得実績の有無

（単位：事業所）

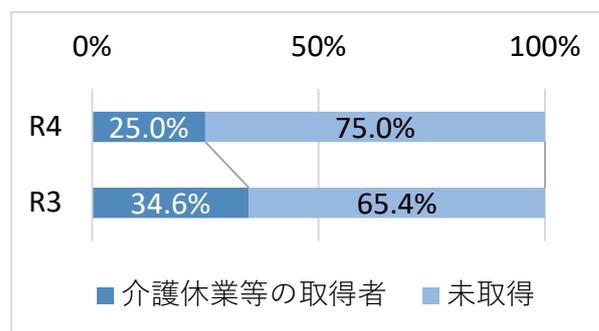
年度	対象者あり	取得実績	割合
R4	56	22	39.3%
R3	53	24	45.3%



□介護休業等対象者の人数と介護休業等の取得者

（単位：人）

年度	対象者数	取得者数	割合
R4	116	29	25.0%
R3	107	37	34.6%



R4 n=116
R3 n=107

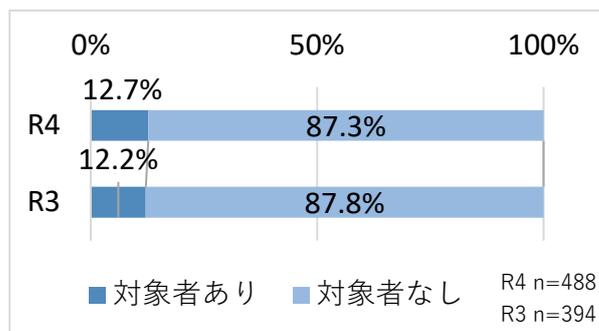
■女性社員

「取得実績あり」は 37 事業所（59.7%）であった。
 また、介護休業等の取得対象者 125 人中取得したのは 56 人（44.8%）であった。

□介護休業等対象者の有無

（単位：事業所）

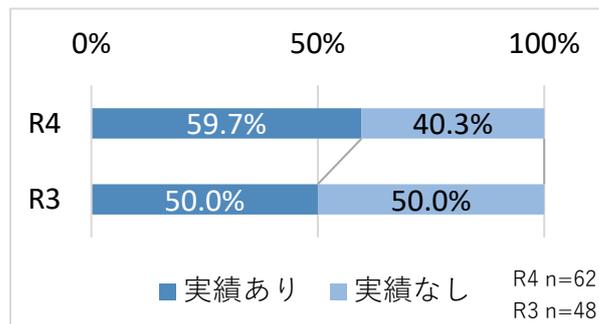
年度	回答数	対象者あり	割合
R4	488	62	12.7%
R3	394	48	12.2%



□対象者ありと回答した事業所の介護休業等の取得実績の有無

（単位：事業所）

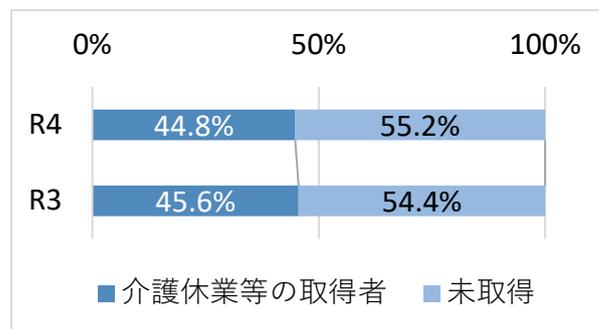
年度	対象者あり	取得実績	割合
R4	62	37	59.7%
R3	48	24	50.0%



□介護休業等対象者の人数と介護休業等の取得者

（単位：人）

年度	対象者数	取得者数	割合
R4	125	56	44.8%
R3	90	41	45.6%



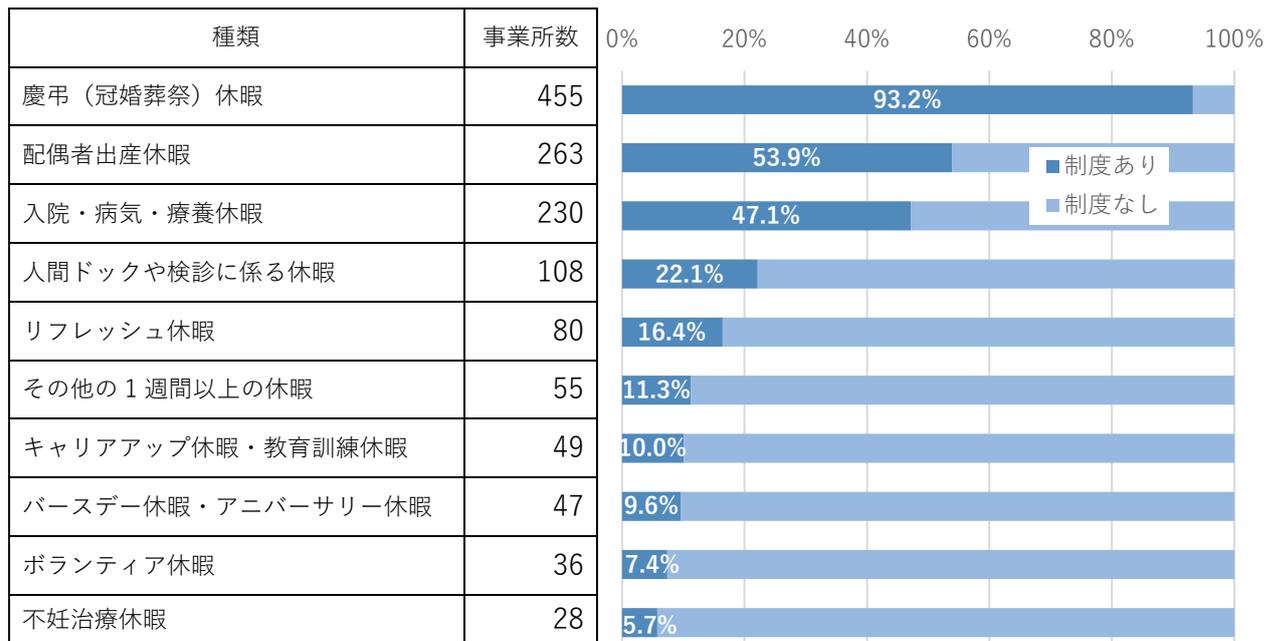
R4 n=125
R3 n=90

問3 休暇制度（オリジナル）について

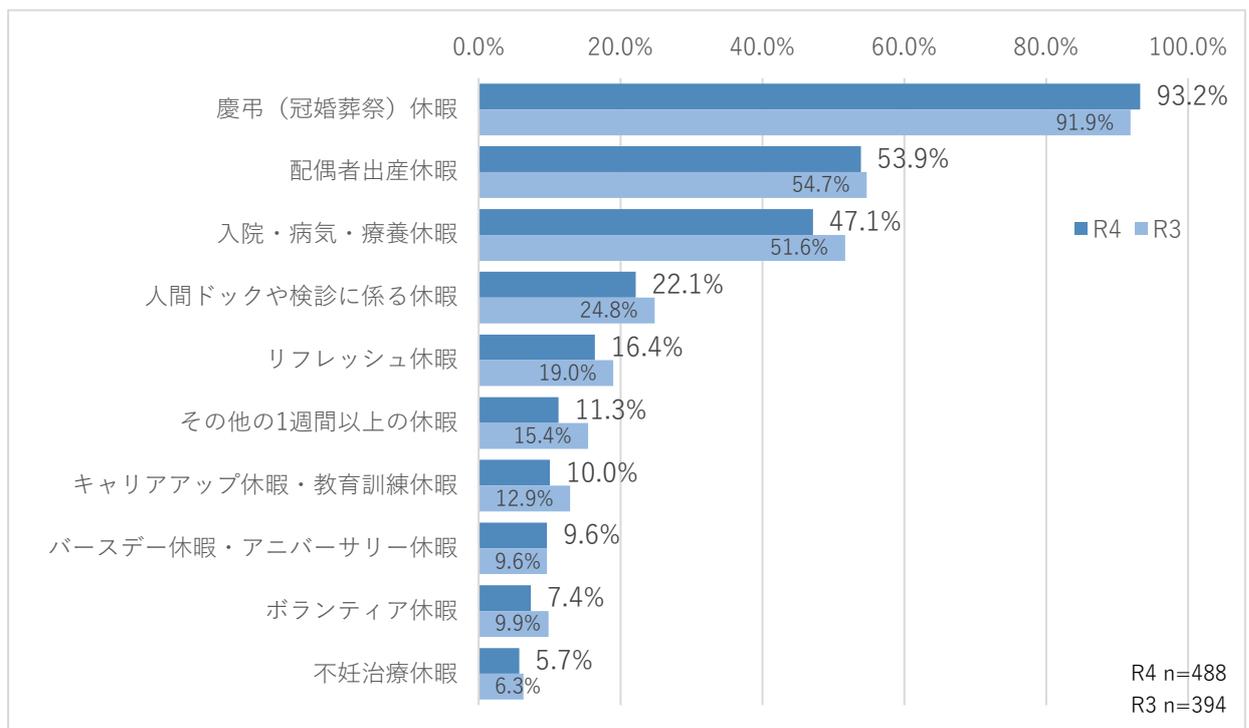
3-1 休暇制度(オリジナル)

問 休暇制度の有無・令和4年度における制度利用実績の有無をお答えください。

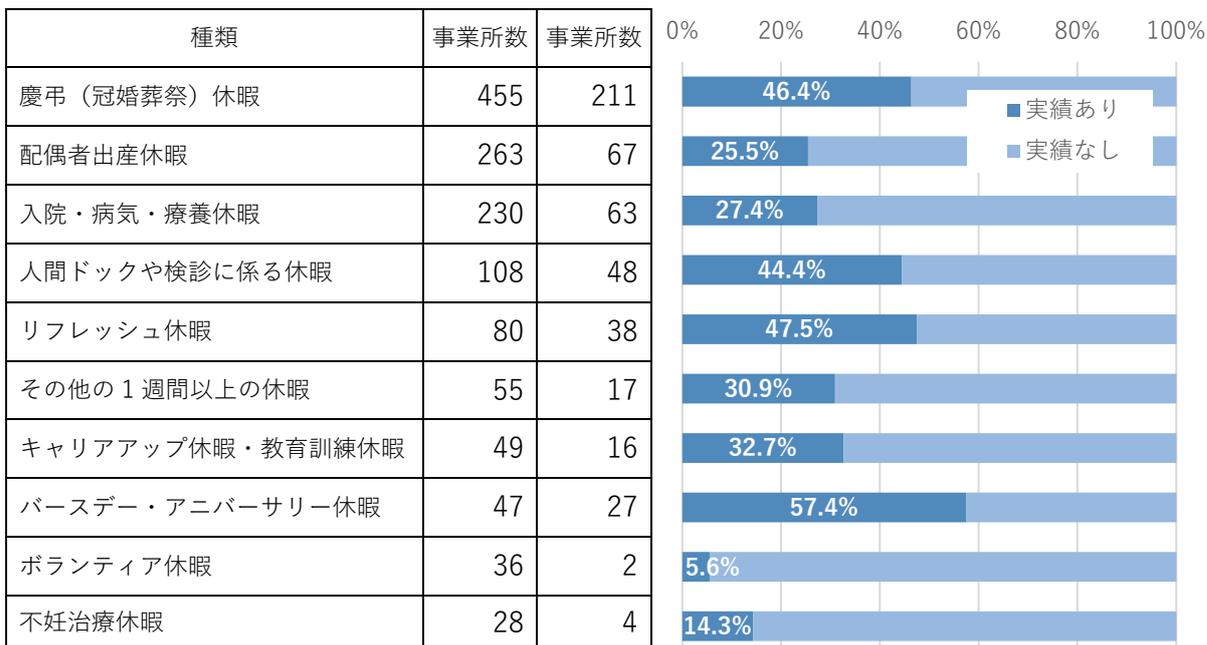
■制度の有無



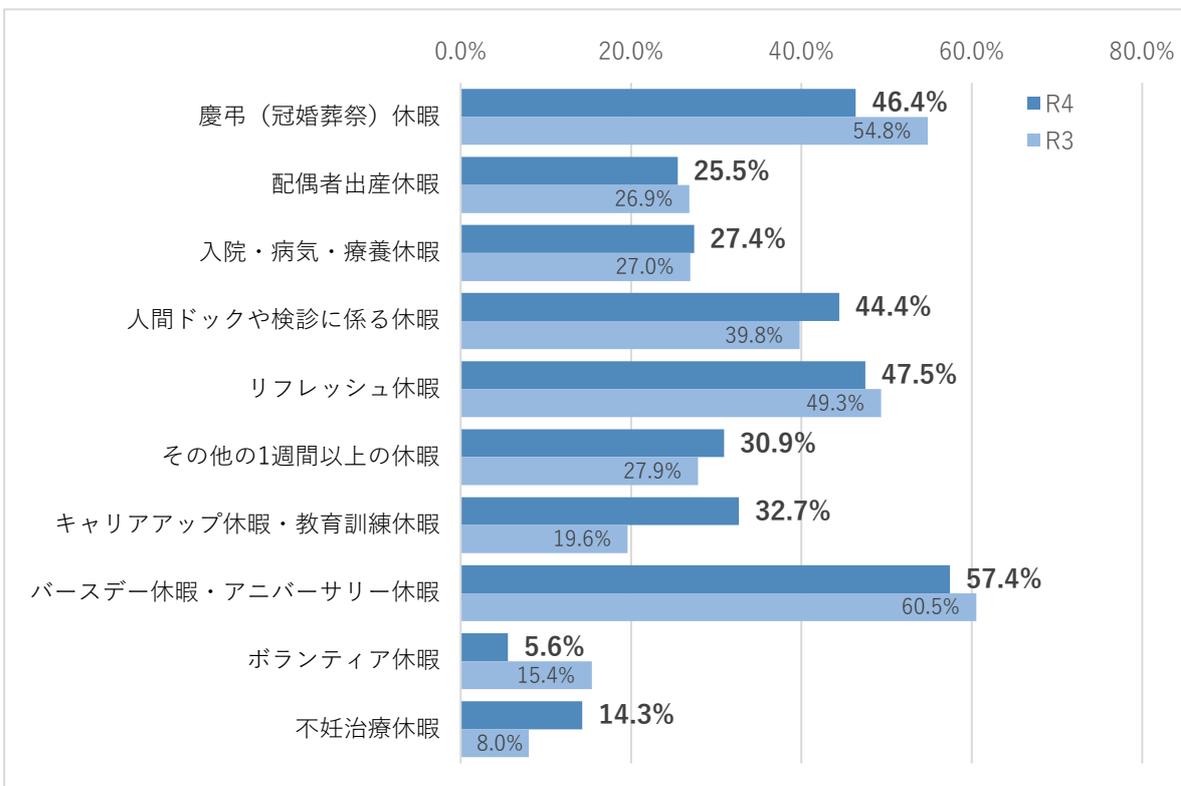
□制度の有無（前年度比較）



■実績の有無

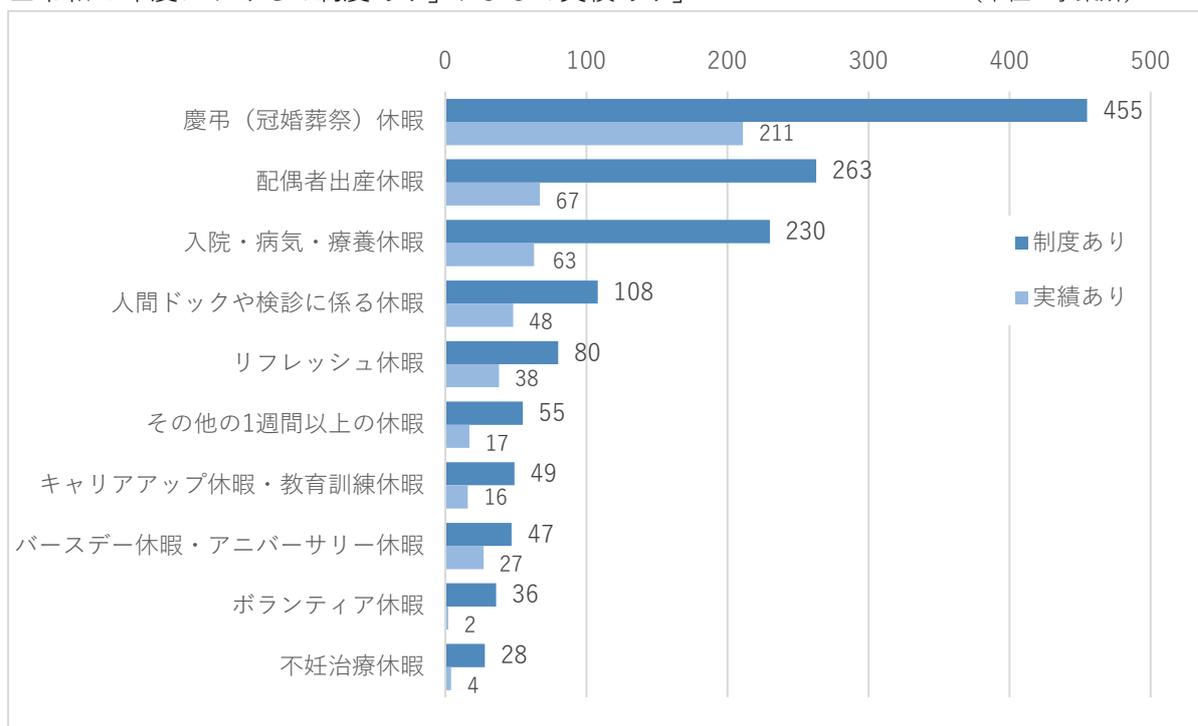


■実績の有無（前年度比）



□令和4年度における「制度あり」および「実績あり」

(単位：事業所)



3-2 問 そのほかの休暇制度（オリジナル）を設けている場合の具体的内容

両立支援

- ・ 孫出生休暇：2日有給
- ・ 育孫休暇：孫の看護等の理由で取得できる休暇制度
- ・ 子供、孫の出産時、父親祖父は3日の休業を与える。
- ・ 結婚休暇：本人5日 家族2日有給
- ・ 慶弔・配偶者出産・不妊治療等の休暇については、有償の特別休暇としている。
- ・ パパ休暇制度（出生後半年間に18日まで取得可能。特別休暇（年休以外の有給休暇）で有給）
- ・ 規定している休暇以外で、無給となるが申告にて取得可能になる休暇制度
- ・ 子・親・配偶者・その他同居者による看護、疾病予防・介護、子の学校行事、本人の通院など年5日を限度として有給休暇とする。子及び孫は9歳に達するまでとする。

健康管理等

- ・通常 2 年間で消滅する有休残日数を入院・病気・療養休暇の際に使用できる傷病年休として 1 年間のみ繰越可能。
- ・有給の特別休暇：健康診断・2 次検査・検査結果確認のための通院、医師等による面接指導のとき、裁判員制度による休暇
- ・積立年次有給休暇（上限 50 日間）：私傷病の治療（不妊治療等、身体機能を改善するための治療を含む）、配偶者および家族の介護および看護、妊婦の妊娠障害時や通院時、その他安静を必要とするときに取得可能。

その他

- ・積立有休休暇制度
- ・2 時間単位のクォーター有給制度
- ・外国人の一時帰国休暇：特別休暇 3 日(有給)
- ・特別休暇を年度 5 日付与、時間単位での利用可としている。
- ・フレックス休暇：年間休日のうち 4 日を自身の任意のスケジュールで設定可
- ・ライフサポート有給休暇：ボランティア活動に利用できる年 8 日までの休暇制度
- ・ゆとり休暇：
 - （目的）
 - ア 多様な個性の発揮とバランスのとれた生活の実現
 - イ 職務の質の向上
 - ウ 職員自らの主体的な生涯設計の構築（日数）年間 12 日程度（理事長が定める）

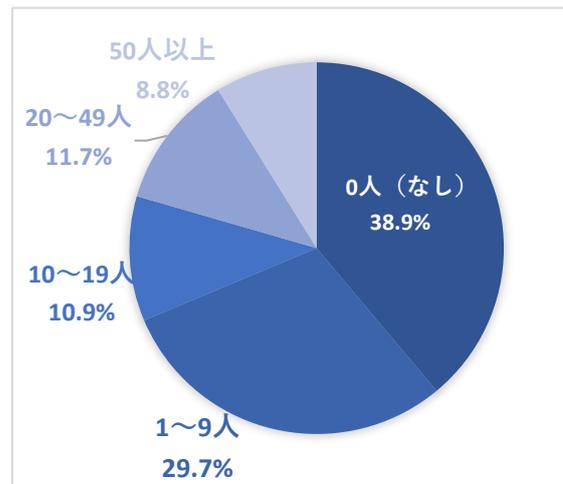
問 4 非正規雇用者について

問 非正規雇用労働者はいますか？

「非正規雇用労働者あり」は 298 事業所 (61.1%) となっており、「非正規雇用労働者なし」は 190 事業所 (38.9%) となっている。

(単位：事業所)

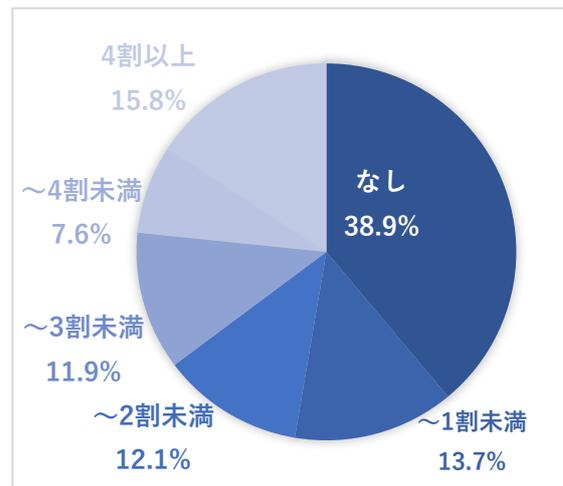
非正規雇用労働者数	回答数	割合
0人 (なし)	190	38.9%
あり	298	61.1%
(内訳)		
1～9人	145	29.7%
10～19人	53	10.9%
20～49人	57	11.7%
50人以上	43	8.8%
合計	488	



□従業員に占める非正規雇用労働者の割合について

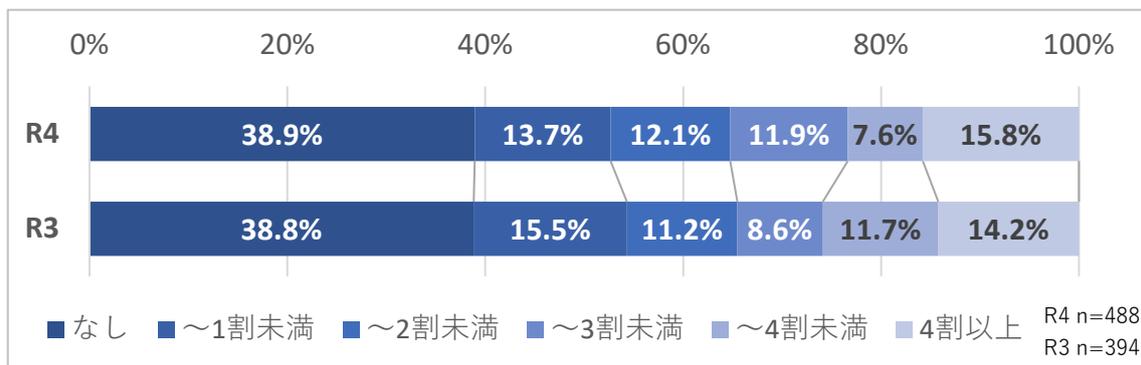
(単位：事業所)

非正規雇用労働者数	回答数	割合
なし	190	38.9%
～1割未満	67	13.7%
～2割未満	59	12.1%
～3割未満	58	11.9%
～4割未満	37	7.6%
4割以上	77	15.8%
合計	488	



(従業員数割合別：非正規雇用者労働者数/従業員数)

□従業員に占める非正規雇用労働者の割合について（前年度比較）



問5 キャリアアップ制度について

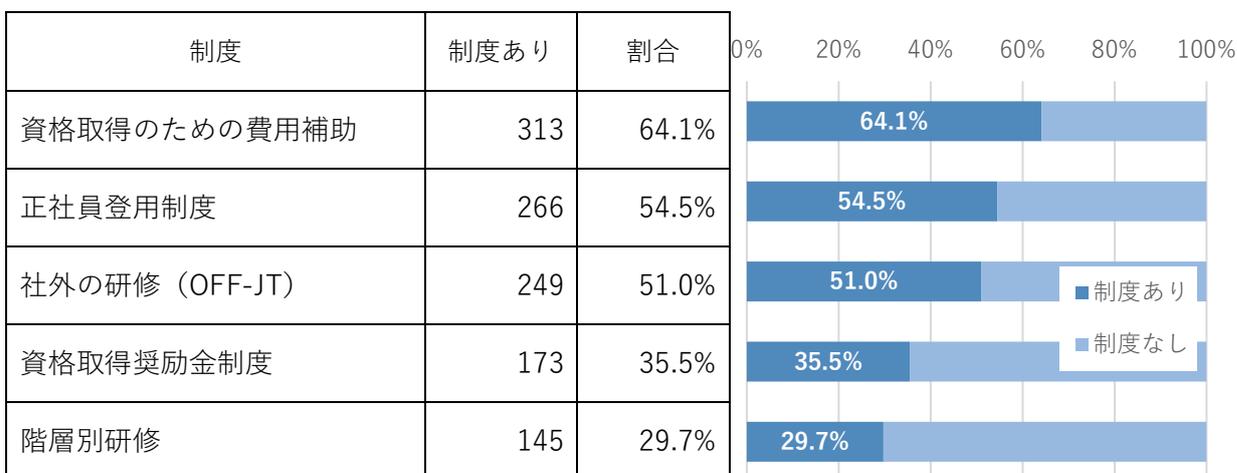
問 キャリアアップ制度の有無について伺います

制度の規定については、①資格取得のための費用補助：313 事業所（64.1%）、②正社員登用制度：266 事業所（54.5%）、③社外の研修（OFF-JT）：249 事業所（51.0%）の順となっている。

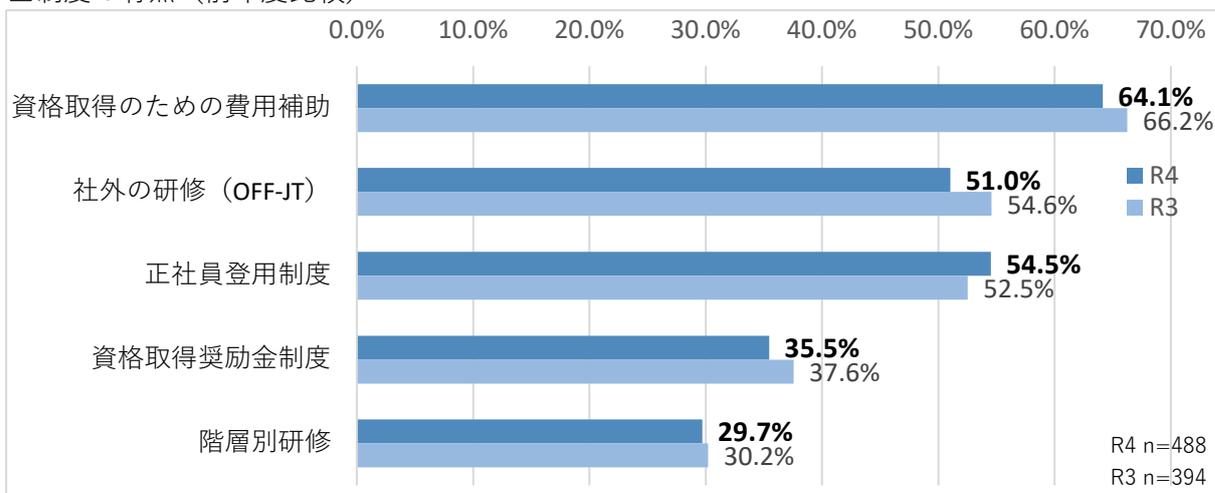
制度の実績については、①資格取得のためのための費用補助：252 事業所（80.5%）②社外の研修（OFF-JT）：208 事業所（83.5%）、③資格取得奨励金制度：128 事業所（74.0%）の順となっている。

■制度の有無

（単位：事業所）

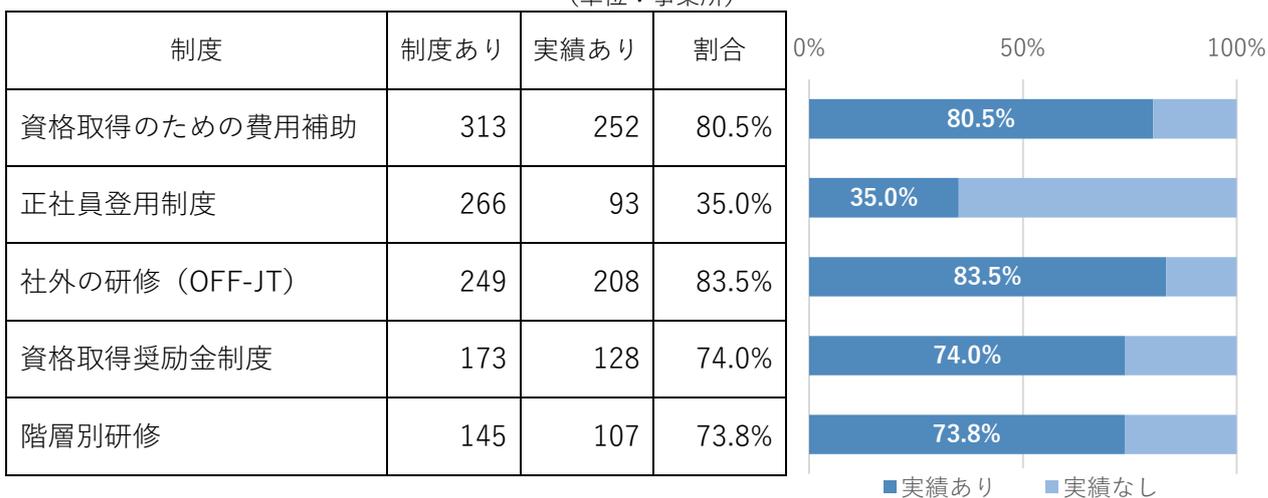


□ 制度の有無（前年度比較）

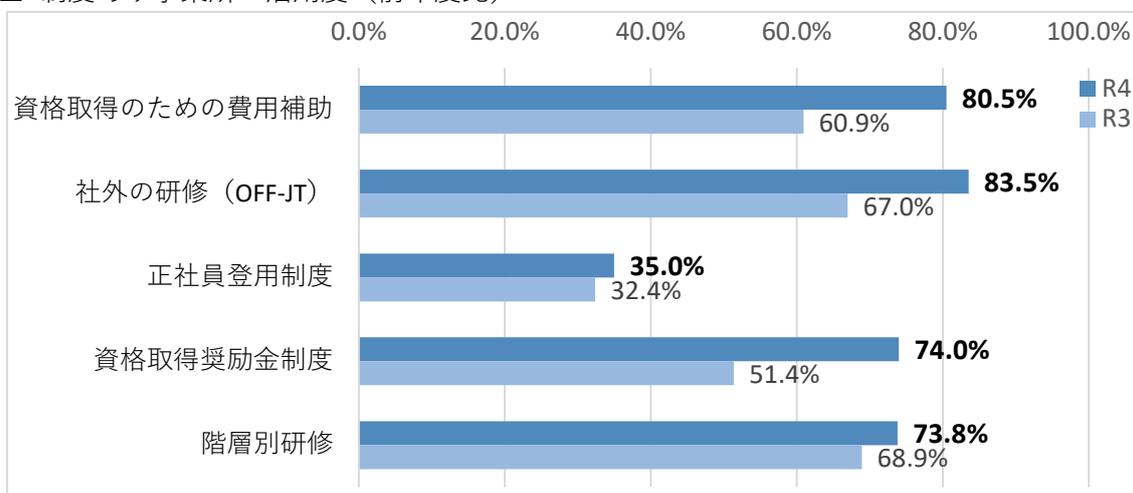


■ 実績の有無

(単位：事業所)

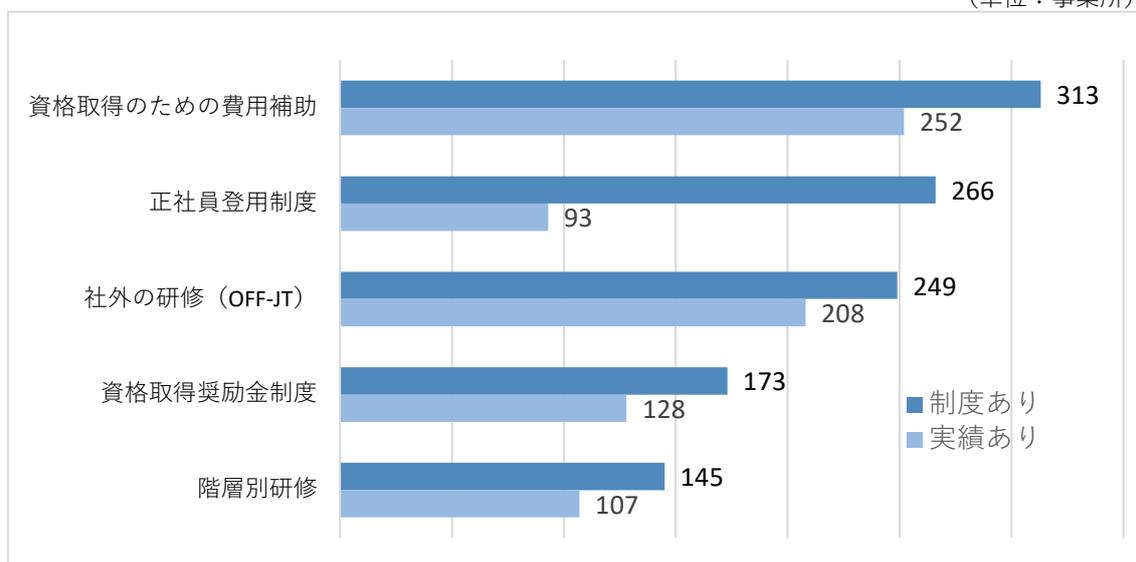


□ 制度あり事業所の活用度（前年度比）



□令和4年度における「制度あり」および「実績あり」

(単位：事業所)



問 そのほかキャリアアップ制度を設けている場合の具体的な内容をお書きください

資格取得・研修・セミナー等費用助成

- ・業務に関する資格取得は全額会社負担している。
- ・通信教育が年2回受講可能であり、修了することで全額会社負担となる。
- ・制度としてはないが資格取得に関する費用の1/2程度を補助している。
- ・正社員、非正規を問わず、社内外の資格取得支援（費用は当社負担）を実施。
- ・会社イントラネットにて各分野各種各階層のオンライントレーニング講座あり。
- ・業務に必要な諸資格をするため各種の学校に入学希望者等への奨学金の貸付制度あり。
- ・資格試験の合格者は昇給あり。

その他

- ・セルフキャリアドック制度：
社内キャリアコンサルタントが社員のキャリアコンサルティングを定期的実施 ・全社員(年2回)、新入社員(入社時、OJT後)、育児・介護休業取得者(取得前後)、退職者等。

正社員

- ・正社員登用は令和4年度実績12名。
- ・非正規雇用労働者の正規雇用化制度はないが、実態として正社員化してる社員がいる。